

令和 8・9・10 年度 西淀川区民間事業者を活用した基礎学力支援事業

「に～よん個別学習塾」

協定締結事業者募集要項（公募型企画競争方式（プロポーザル方式））

令和 7 年 12 月

大阪市教育委員会事務局総務部教育政策課（西淀川区担当）

第1章 事業の内容に関する事項

1 事業の名称

令和8・9・10年度 西淀川区民間事業者を活用した基礎学力支援事業（に～よん個別学習塾）

2 事業の目的と概要

本事業は、西淀川区内の小学校5・6年生及び中学生を対象に、基礎学力の定着、学習習慣の形成及び子どもの習熟度に応じた学力向上を図るため、公共施設を活用して課外授業を行う事業です。

「大阪市習い事・塾代助成事業」の利用を可能とし、その利用を促進することで、学力の底上げにつなげます。

今般、その目的を達成するため、民間事業者の持つノウハウや幅広い知識と経験、専門性を活用するため、広く企画提案を募集します。

3 基本条件・事業の実施方針

本事業は、基礎学力の定着、学習習慣の形成及び子どもの習熟度に応じた学力向上を目的とすることから、受講者の習熟度に合わせた指導とし、各受講者に柔軟に対応できる実施内容にしてください。

事業者は、本市が実施場所等を原則無償で提供することにより、開設及び運営費を抑えることができるため、そのコストダウン分を必ず受講者に還元できるよう、1人あたり受講料月額10,000円（教材費を含む）の範囲内で可能な限りの内容を構築し、実施してください。

なお、実施にあたっては、「大阪市習い事・塾代助成事業」で交付される習い事・塾代助成カードを利用可能とし、その利用を促進するための広報を行ってください。

4 事業について

別添「学習指導にかかる方針」のとおりとします。

5 事業実施条件等に関する事項について

事業者は、本事業の実施にあたって、次の条件を遵守してください。

（1）事業実施場所における備品・設備等

ア 事業を遂行するにあたり必要と認められる本市備品（机、椅子、ホワイトボード又は黒板等）を無償提供（貸与）できます。なお、その範囲は本市と相談のうえ、決定します。

イ 空調（冷暖房等）は必要に応じて使用可能です。なお、区内市立小学校の会場については使用に応じた光熱費を負担いただきます。

ウ 机・椅子等を移動させて使用する場合は、退出時に原状回復してください。

エ 実施場所における指定された箇所の開錠・施錠および設備の管理は事業者の責任において実施してください。

オ 教材・備品等を保管するための設備は原則ありません。

(2) 経費の負担

ア 会場使用料を除き、事業実施にかかる人件費、消耗品費、教材費、通信費、交通費、保険料、光熱費（会場が区内市立小学校の場合に限る）、ネットワーク環境の整備管理に係る費用等の経費は事業者の負担とします。

なお、受講時における受講者の事故について対応できる保険について、必ず加入してください。

イ 光熱費は、本市が別途発行する納入通知書により、納入期限日までに納入しなければなりません。

ウ 事業を遂行するために必要となる経費について、本市は一切の費用を負担しません。

(3) 受講料の支払いについて

受講者から支払いを受けてください。支払方法については、事業者の取扱方法に基づき支払いを受けてください。

「大阪市習い事・塾代助成事業」で交付される習い事・塾代助成カードを利用する場合は、「大阪市習い事・大阪市塾代助成事業」の制度に基づき支払いを受けてください。

(4) 事業実施上の注意事項

ア 実施場所の利用にあたっては、最善の注意をもって維持管理しなければなりません。

イ 事業者は、実施場所を指定する用途以外に供してはなりません。

ウ 事業者は、実施場所について原状復帰ができない変更をしてはなりません。

エ 各々の施設の「利用に際しての注意事項」に基づいて実施しなければなりません。

(5) 事業実施の取消し又は変更

次の各号のいずれかに該当するときは、受注者と協議の上、事業実施の取消し又は変更をする場合があり、原則として受注者はこれに応じなければならないものとします。

ア 本市において実施場所を公用又は公共用のために必要とするとき。

イ 事業者が事業実施条件の各条項に違反したとき。

ウ 応募資格の詐称等その他不正な手段によってこの事業実施に至ったとき。

エ 予算編成における事情変更。

オ その他管理運営上において、本市が必要と認めた事項。

(6) 損害賠償

ア 事業者は、その責に帰する理由により事業実施物件の全部又は一部を滅失もしくは毀損したときは、当該滅失または毀損による事業実施物件の損害額に相当する金額を損害賠償

として払わなければなりません。

ただし、事業実施物件を原状に復した場合は、この限りではありません。

イ 前項に定める場合のほか、事業者は、締結した協定等により定めた義務を履行しないために損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません。

(7) その他の損害等

事業を行うにつき第三者との間に紛争が生じた場合においては、本市及び事業者は協力してその処理解決に当たるものとします。

(8) 損害賠償請求権の放棄

公用又は公共用に供する必要が生じ、実施を取り消したときは、事業者は当該取消しによって生じた損失の補償を本市に請求できないものとします。

(9) 実地確認等

本市は、隨時に実地確認を行い、事業内容について報告を求めることがあります。

(10) 法令の遵守

事業実施にあたっては、大阪市個人情報保護条例のほか、関係法令及び関係規程を遵守してください。

(11) 事業の広報

事業広報に関し、本市は西淀川区広報紙、西淀川区ホームページ等への掲載を行います。

なお、受講者募集については、原則、事業者において実施してください。なお、その際は「大阪市習い事・塾代助成事業」で交付される習い事・塾代助成カードの利用を促進するための広報を含め実施してください。

(12) その他の注意事項

ア 協定締結後、当該事業の実施期間中に事業者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置または大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、事業実施の取消しを行うことがあります。

イ 原則、提案いただいた内容にもとづき実施していただきますが、本市との協議により内容を変更する場合があります。

ウ 「大阪市習い事・塾代助成事業」の参画事業者として登録されていない事業者は、「大阪市習い事・塾代助成事業参画事業者募集要項」に則り事業実施までに必要な登録申請を完了しなければなりません。(課外学習開始月の前々月 15 日までに登録申請を完了すること)

エ 令和 8 年度予算が成立しない場合、本公募型プロポーザルが無効となる可能性がありま

す。

オ 事業者は、本事業の協定締結により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又はその権利を担保に供することができません。ただし、あらかじめ、本市の書面による承諾を得た場合は、この限りではありません。

カ 事業者は、事業を行ううえで得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはなりません。ただし、あらかじめ、本市の書面による承諾を得た場合は、この限りではありません。

第2章 選定にあたっての手続き等に関する事項

1 応募資格等

次の各号に掲げる条件のすべてを満たしていることとします。

ア 民間法人・任意団体（法人格は問わない）又は個人事業主であって、国又は地方公共団体ではないこと。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する同令第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。

エ 納税義務者にあっては、直近1カ年において、消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること。

オ 本公司型プロポーザル参加申出時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置または大阪市契約関係暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。

カ 企画提案書の提出時において、「大阪市習い事・塾代助成事業」の参画事業者として登録されていること、又は登録することができる見込みであること。

企画提案書の提出時において、「大阪市習い事・塾代助成事業」の参画事業者として登録されていないが、登録することができる見込みである場合は、「大阪市習い事・塾代助成事業参画事業者募集要項」の登録要件を満たし、「大阪市習い事・塾代助成事業実施要綱」及び「大阪市習い事・塾代助成事業参画事業者募集要項」に定める全ての項目に同意しこれを遵守すること。

キ その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。

2 スケジュール

(1) 公募開始	令和7年12月22日（月）
(2) 質問受付締切	令和8年1月9日（金）正午
(3) 質問回答（HP公開）	令和8年1月15日（木）まで
(4) 企画提案書提出期限	令和8年1月21日（水）正午

(5) プレゼンテーション審査	令和8年1月28日（水）
(6) 選定結果通知発送	プレゼンテーション審査後速やかに発送します。
(7) 協定締結日	令和8年3月2日（月）
(8) 事業完了	令和11年3月31日（土）

3 応募手続き等に関する事項

受付は、土曜日・日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する日には行いません。なお、申請書類等については、本市ホームページよりダウンロードしてください。

（1）質問の受付・回答

ア 質問受付期間

公募開始日から令和8年1月9日（金）正午までとし、締切日以降の質問は受け付けません。

イ 提出方法

別紙「質問票（様式第4号）」によりEメールまたはFAXにて提出してください。

（メールアドレスおよびFAX番号は「第4章 3 問合せ先」に記載）

ウ 回答

令和8年1月15日（木）までに、本市ホームページにて公開します。（質問がない場合は掲載しません。）

（2）企画提案書等の提出

ア 受付期間

令和8年1月21日（水）正午まで

（土、日、祝日を除く、午前9時～正午及び午後1時～午後5時30分。ただし、最終日
令和8年1月21日（水）は正午まで）

**※申請書類については、持参または送付とします。送付の場合は必着とし、「第4章 3
提出先」の担当に相違なく送付してください。**

イ 企画提案書の内容

必須記載項目は次のとおりとします。

①本事業の考え方・具体的な内容（使用教材・講師配置体制・開講時間帯・非通塾型のオンラインでの実施方法等含む）について

※使用教材については、見本（写し可）を添付してください。

②事業実施体制について

・人員配置、講師の資質向上のための取組み、危機管理体制

（災害、事故等の緊急事態を想定した危機管理体制及び個人情報保護についても記載してください。）

- ・非通塾型のオンライン実施体制
 - ・事業の全体スケジュール、受講者募集方法
- ③効果検証について
- ④過去2年間の類似事業、実績
(具体的に他で実施している実施体制、対象者、時間数、回数、学習内容、受講料等を記載し、本事業における受講者の負担軽減の状況がわかるよう、本事業と比較できるようにしてください。)
- ⑤本事業における経費内訳書（積算根拠のわかるもの）
- ※提出できる案は、1案のみとします。

ウ 提出書類

- ①参加申請書（大阪市習い事・塾代助成事業参画事業者用または未参画事業者用）（様式1-1号または1-2号）
- ②誓約書（様式第2号）
- ③民間法人・任意団体にあっては、法人又は団体の概要（様式第3号）
- ④民間法人・任意団体にあっては、法人の登記簿謄本または登記事項証明書（提出日前3カ月以内に発行、写し可）、若しくは定款または定款に類する規定及び役員名簿（写し可）
※法人以外の団体にあっては、団体の規約、団体の役員名簿及び代表者の住民票（提出日前3カ月以内に発行、写し可）を提出してください。
- ※企画提案書提出時に大阪市習い事・塾代助成事業参画事業者として登録されていない事業者で法人以外の団体にあっては、団体の規約、団体の役員名簿及び代表者の住民票（提出日前3カ月以内に発行、写し可）、直近の法人税納税証明書（その2）を提出してください。ただし、事業開始後一事業年度未満等の理由で、法人税納税証明書（その2）の提出が困難な場合は収益事業開始届出書の写し（所轄税務署の受付印のあるもの）を提出してください。
- ⑤直近1カ年の消費税及び地方消費税の納税証明書（提出日前3カ月以内に発行、写し可）
税務署の様式その3又はその3の3様式【法人】、若しくはその3の2様式【個人】
※なお、非課税の場合は、その旨を記載した理由書
- ⑥直近1カ年の市町村民税並びに固定資産税の納税証明書（提出日前3カ月以内に発行、写し可）
※なお、非課税の場合は、その旨を記載した理由書
- ⑦企画提案書（様式第5号・A4版）
指定の様式に記載の項目を全て充足している場合は、別様式での提出も可とします。
- ⑧大阪市習い事・塾代助成事業参画事業者登録通知書（写し）【大阪市習い事・塾代助成事業参画事業者のみ】
- ⑨印鑑証明書（提出日前3か月以内に発行：原本）
- ⑩使用印鑑届（様式第6号）

※なお、令和7・8・9年度大阪市入札参加資格有資格者名簿に登録されている者は、④～⑥・⑨を省略できるものとします。

エ 提出部数

①～⑥及び⑧～⑩については各 1 部

⑦については 6 部（正 1 部、副 5 部 ※副は複写可）

ただし、企画提案者名の記載は正本のみとし、副本には記載しないでください。

副 5 部の作成にあたっては、事業者名表示及び事業者が推定できる部分があれば黒塗りする等、一切読み取りができないように作成してください。

オ 提出場所

大阪市西淀川区役所保健福祉課こども福祉グループ（学校教育支援） 2 階 22 番窓口

第3章 選定について

1 審査・選定

次の（1）～（3）に示す基準や方法により、審査を行い選定します。

（1）選定基準

次に示す視点に基づき、総合的に公平かつ客観的な審査を行い選定します。

ア 目的適合性【10 点】

イ 企画内容【60 点】

ウ 経済性【10 点】

エ 組織【20 点】

（2）審査・選定方法

企画提案書を提出した者に対し、書類審査、プレゼンテーション審査を実施します。

学識経験者等が選定委員となって構成される「西淀川区民間事業者を活用した基礎学力支援事業（に～よん個別学習塾）協定締結事業者選定会議」にて、上記（1）に基づき、書面による事前審査及びプレゼンテーション審査の結果を加味して、最も優れていると評価された企画提案者を選定します。

審査の結果、評価点が最も高い者が複数いる場合は、「企画内容」の得点が高い者とします。

ただし、選定委員の評価点の合計点数が満点の60%に達しない場合は、参加資格とこれまでの類似事業、また企画内容を確認し、事業を実施できると本市が判断しない限り、選定しません。

なお、審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は一切受け付けません。

（3）プレゼンテーション審査

ア 実施日時

令和 8 年 1 月 28 日（水）

開始時間等の詳細は、企画提案者あて別途 E メール等にて通知します。

イ 実施場所

大阪市西淀川区御幣島 1 丁目 2 番 10 号 西淀川区役所

ウ 出席人数

1 団体 4 名までとします。

エ 内容・方法等

「第 2 章 3 応募手続き等に関する事項（2）ウ」の⑦企画提案書類を使用し、口頭にて説明を行ってください。なお、企画提案書受付期間以降の資料の追加・変更は認めません。

また、プロジェクター等での資料投影は不可とします。

1 団体あたり 30 分程度（うち説明約 15 分以内、質疑応答含む）とします。

プレゼンテーション審査を欠席した場合は、選定から除外します。

（4）失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外します。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めるここと。

イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。

エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

（5）選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載します。

第 4 章 その他の事項について

1 提案に対する費用、条件等

ア 企画提案書等の作成に要する費用は、応募者の負担とします。

イ 採用された企画提案書等は、「大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となります。

ウ すべての提出書類は返却しません。

エ 提出された企画提案書等は、審査・事業者選定用以外に応募者に無断で使用しません。（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）

オ 期限後の提出、差替え等は認めません。

カ 本公募型プロポーザルは協定予定者の選定を目的に実施するものであり、協定締結後の事業実施においては、本市担当と協議を経て細則等の策定を行うものとします。内容は学習指導にかかる方針及び企画提案書に基づき、本市と協議のうえ決定いたします。

キ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力

団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の本公募型プロポーザルへの参加は無効となります。

2 協定に関する事項

事業予定者と協定を締結することができない事由が生じた場合は、企画提案審査にて次順位以下となつた応募者のうち、合計点が上位であった者から順に協定締結交渉を行うことができるものとします。

ただし、評価点の合計点数が満点の 60%を下回っている者については、参加資格とこれまでの類似事業、また企画内容を確認し、事業を実施できると本市が判断しない限りは対象者から除きます。

3 提出先、問合せ先

〒555-0012 大阪市西淀川区御幣島1丁目2番10号

大阪市西淀川区役所保健福祉課こども福祉グループ（学校教育支援）2階22番

担当：鳩野・播谷

TEL：06-6478-9827

FAX：06-6478-9989

E-mail：tk0015@city.osaka.lg.jp

学習指導にかかる方針

1 業務名称

令和8・9・10年度 西淀川区民間事業者を活用した基礎学力支援事業（に～よん個別学習塾）

2 事業目的

- ア 西淀川区内の小学校5・6年生及び中学生を対象に、塾等の事業者が公共施設を活用して課外授業を実施することで、基礎学力の定着、学習習慣の形成及び子どもの習熟度に応じた学力向上を図ること。
- イ 「大阪市習い事・塾代助成事業」の利用を可能とし、その利用を促進することで、学力の底上げにつなげること。

3 基本条件・事業の実施方針

- ア 対象者は、西淀川区内の小学校5・6年生及び中学生とする。
- イ 本事業は、基礎学力の定着、学習習慣の形成及び子どもの習熟度に応じた学力向上を目的とするため、受講者の習熟度に合わせた指導とし、各受講者に柔軟に対応するものであること。
- ウ 実施にあたっては、「大阪市習い事・塾代助成事業」で交付される習い事・塾代助成カードを利用可能とし、受講者の塾代負担の軽減を図るものとする。
- エ 習い事・塾代助成カードの利用を促進するための広報を行うことにより、受講生を広く募集すること。
- オ 事業者は、本市から実施場所等の提供を原則無償で受けることにより、開設及び運営費を抑えられるため、そのコストダウン分を必ず受講者に還元できるよう、一人あたり受講料月額10,000円（教材費を含む）の範囲内で可能な限りの内容を構築し、実施すること。
- カ 事業者の使用物品の保管は原則行わない。
- キ 非通塾型のオンラインによる学習指導を受けられる環境を整備すること。実施方法については、提案によるものとするが、児童生徒と双方向のやり取りを含むものとすること。
なお、使用する教材に関しては、自社商品に限るものではないが、実施会場及び受講者に対するWi-Fi等インターネット環境の提供について、本市は行わない。
- ク 非通塾型のオンラインによる学習指導については、受講者が次の環境下で利用できること。なお、Web会議システムを利用する場合はTeamsに対応することが、望ましい。
 - 【OS】Windows,Macintosh,Chrome
 - 【ブラウザ】FireFox,GoogleChrome,MicrosoftEdge,Safari
- ケ 非通塾型のオンラインによる学習指導の受講に必要なパソコンやタブレット端末が準備できない生徒や、Wi-Fi等インターネット環境が整わない生徒も機材の貸与（実費徴収可）等により受講が可能な内容とすること。

4 事業内容

事業の実施方針を踏まえて、つぎの（1）～（3）に掲げる事業の企画及び運営を行うこととする。

（1）企画について

子どもの習熟度に応じた学力向上を目的とした基礎学力支援事業（以下「に～よん個別学習塾」という。）を企画すること。

（2）に～よん個別学習塾の実施・運営業務（受講者の募集、資料等の作成業務を含む）について

ア 上記（1）に基づき、業務実施体制を整え、計画表（スケジュール等）に基づき目的達成に向けた運営を実施すること。

イ 国語、算数・数学、英語の指導体制を整えること。使用する教材については、自社商品に限るものではない。

ウ に～よん個別学習塾の実施にあたっては、目的を達成できるに相応な指導を実施する開講スケジュールを確保すること。

エ 受講人数については、本方針「7 課外学習実施場所 ア及びイ」については各回30人程度、本方針「7 課外学習実施場所 ウ」については各回15人程度の受講が可能なよう内容を構成すること。

オ 各受講者をきめ細かく指導・フォローできる体制を確保すること。特に、各学年に応じた学習指導要領に基づく学習内容の理解が十分でない場合は、その原因を分析し、基本的な内容からの指導を行うこと。加えて、可能な限り学校種別に応じた学習環境となるように配慮すること。

カ 受講時における受講者の事故について対応できる保険に加入すること。

キ 各受講者の出席状況、理解度、習熟度等を把握すること。

ク 事業広報に関し、本市は西淀川区広報紙、西淀川区ホームページ等への掲載を行う。

ケ 受講者募集について、広報を行うこと。

コ 本事業において収集した個人情報については、本事業目的の範囲内で使用すること。目的外の使用は一切認めない。個人情報の保管については細心の注意を払い、漏洩、滅失、毀損、紛失等が生じないよう事業を進めること。

サ 本方針「10 事業計画及び実施方針並びに事業報告(3)」に定める月例報告書において、学校種別ごとの受講者総数が昨年度の半数以下の場合、受講者を増加させるための協議を本市と速やかに行うこと。ただし、開講初年度（令和8年度）はその限りではない。

シ 開講時間内及び教室に空席がある場合に限り、本事業の登録者を対象に、空席を自習スペースとして開放すること。

（3）事業検証

ア 受講者へのテスト、アンケート等によるニーズ・傾向等の分析と効果検証を実施すること。

イ アンケートは、事業開始時、事業終了時の2回以上行うこととし、内容や実施時期については、事前に本市と協議すること。

ウ アンケートについては、実施ごとに集計し、各受講者の変化等を確認すること。

5 に～よん個別学習塾実施期間（協定締結期間）

令和8年3月2日から令和11年3月31日まで

6 課外学習開講期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までのうち、事前に本市と協議のうえ決定する。

7 課外学習実施場所

次の場所及びオンラインで実施すること。なお、オンラインでの開催は、受講生の自宅等で受講が可能な非通塾型で実施すること

ア 近藤技研工業西淀川区民ホール（大阪市西淀川区御幣島3丁目13番3号）

- ・基本使用会議室：第3、4会議室
- ・会場使用料（光熱費含む）：全額免除

イ 西淀川区民会館（大阪市西淀川区大和田2丁目5番7号）

- ・基本使用会議室：第1、2、3会議室
- ・会場使用料（光熱費含む）：全額免除

ウ 区内市立小学校の全部（13校）又は一部

※実施校は今後、学校との協議により決定する。学校との協議等により、全校において会場とならない場合がある。

※受講者は、各会場の小学校に在籍する児童に限る。ただし、あらかじめ、本市が受講を認めた場合は、この限りではない。

エ 非通塾型のオンライン

- ・受講者の自宅等

8 その他の事業実施場所

入塾説明会等を実施する場合については、事前に本市に協議を申し出ること。

協議の結果、本市が認める限りにおいて、本方針「7 課外学習実施場所」の以外の場所を使用することができる。

9 実施日時

次の日時で、受講者にとって利用しやすい時間帯に開講すること。また、区内市立小学校の会場を除き、指定の曜日に2単位以上開講することを基本とする。なお、受講者が会場及び曜日を問わず、各週2単位以上を選択できるものとすること。区内市立小学校の会場については、提案及び協議のうえ決定する。

加えて、会場毎に、各月の開講日数が、可能な限り同一日数となるように配慮すること。

ア 近藤技研工業西淀川区民ホール

実施曜日：月、水曜日

使用可能時間帯 午後5時30分～午後9時30分（準備、後片付け時間を含む）

イ 西淀川区民会館

実施曜日：火、木曜日

使用可能時間帯 午後5時30分～午後9時30分（準備、後片付け時間を含む）

ウ 区内市立小学校の全部（13校）又は一部

実施曜日：提案及び協議のうえ決定する。

使用可能時間帯：午後3時30分～午後4時45分（準備、後片付け時間を含む）

※各校の休業日（いわゆる夏休み・冬休みを含む）を開講可能日から除く。

※学校との協議により、使用可能時間帯が前後する。

エ 非通塾型のオンラインによる学習指導

日時、方法等は提案による。

※事業者は、本事業の実施にあたり、実施日時を変更しようとするときは、あらかじめ本市の承認を得ること。

※緊急時・災害時、学校行事等やむを得ない場合においては、使用を制限する場合がある。その際は、本市の指示に従い、適切に対応すること。

※各々の会場に会場責任者をおくこと。

10 事業計画及び実施方法並びに事業報告

- (1) 事業実施にあたっては、事前に本市と協議のうえ事業実施計画書を作成すること。
- (2) 協定締結後にやむを得ない事情により、当初のスケジュールの中で開講できない日が発生した場合は、本市と事業者において適宜協議、調整を行うこと。
- (3) 本事業実施中は、毎月の受講者数等を明記した月例報告書を作成し、提出すること。
- (4) アンケートについて、実施ごとに集計し、各受講者の変化等について総括的な意見を付し、報告すること。
- (5) 学習内容、出席状況、収支内容等を明記した事業実施報告書を各年度、速やかに提出すること。

11 協定の締結について

選定した事業者と協定を締結する。

本方針の詳細については選定事業者と調整の上、協定の細則にて定める。

12 その他

- ア 事業者は、本事業の実施にあたり、実施日時又は実施場所を変更しようとするときは、あらかじめ本市の承認を得なければならない。
- イ 本方針及び募集要項に定めのない事項については、その都度、本市と事業者において適宜協議、調整を行い決定することとする。

13 事業担当

〒555-0012 大阪市西淀川区御幣島1丁目2番10号

大阪市西淀川区役所保健福祉課こども福祉グループ（学校教育支援）2階22番

担当：鳩野・播谷

TEL：06-6478-9827

FAX：06-6478-9989